

官公需適格組合への 発注に御理解を！

愛媛県中小企業団体中央会

内 容

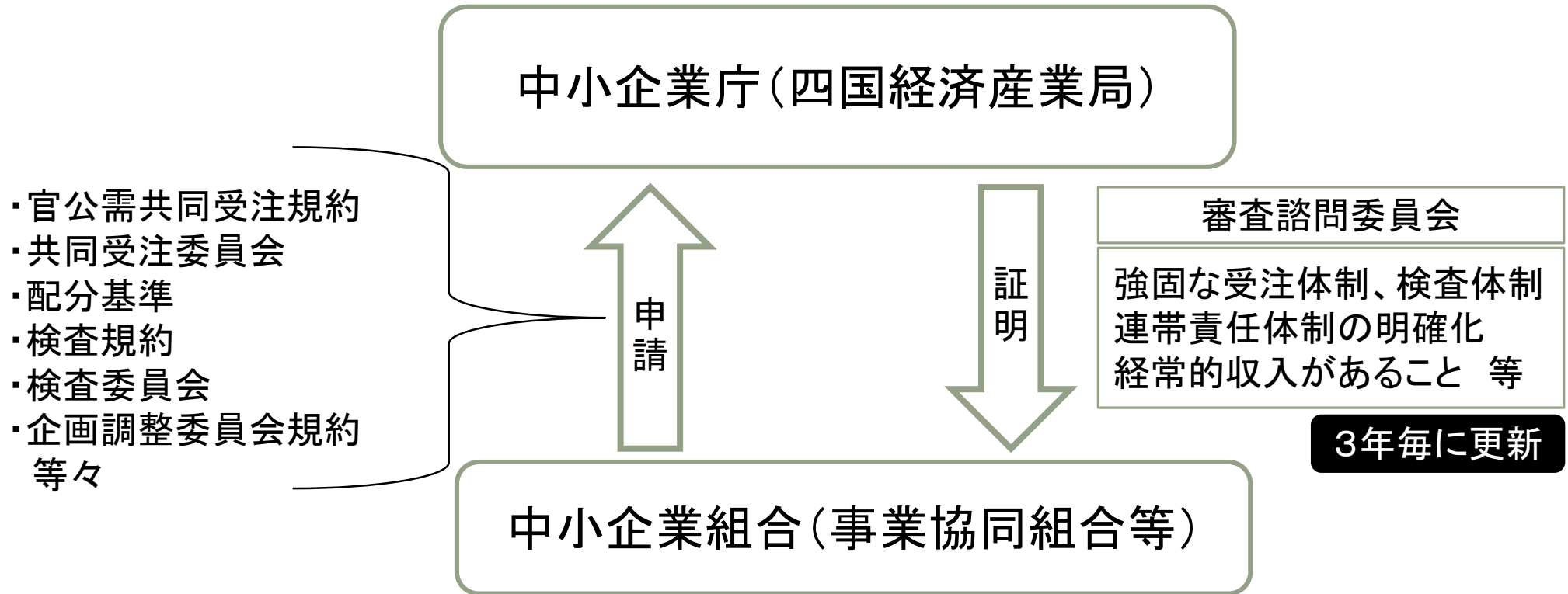
1. 組合制度について

2. 官公需適格組合とは

3. 官公需法等の確認について

～「官公需適格組合の活用」等 記載箇所～

官公需適格組合の申請手続き



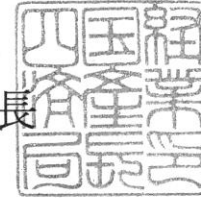
官公需適格組合証明書

(工 事)

貴組合は、官公需適格組合審査諮問委員会の意見を聴いて審査した結果、官公需適格組合証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

20190926四国第9号

令和元年9月27日



四国経済産業局長

組 合 名 松山市管工事業協同組合

住 所 愛媛県松山市美沢二丁目7番48号

証明有効期間 令和元年10月1日～令和4年9月30日

継続証明期間（更新に係る証明の場合） 21年間

工事の種類 管工事及び水道施設工事

証明基準3-①の別



中小企業組合の高い信頼性

中小企業組合は中小企業協同組合法等の手続を経て国や都道府県が認可した法人

所管行政庁

↑提出

毎期決算関係書類 役員変更届出書 等々

中小企業組合の特徴

相互扶助の精神に基づき、単独では不足する経営資源を協同組織により補完することを基調として共同事業を行う。

組合制度のポイント①

組合員の経済的利益が目的

- ・会社：営利活動→適性利潤追求→株主配当
- ・組合：共同事業実施→組合員の経済的利益

組合制度のポイント②

人(組合員)を重視した結合体

- ・会社:「資本」中心の組織 “物的結合体”
- ・組合:「人」中心の組織 “人的結合体”

組合制度のポイント③

議決権、選挙権は出資金に限らず1人1票

- ・会社：「株式数」に比例→多数株式保有者の意向で運営
- ・組合：「出資金額にかかわらず1人1票」

官公需適格組合とは

- 中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲があり、受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合を中小企業庁が証明するのが、官公需適格組合制度です。

官公需適格組合の特徴 ①

強固な受注体制が確立されている組織である。

「共同受注規約」制定 「共同受注委員会」設置



各組合員の仕事の分担と連帯責任の体制が明確化

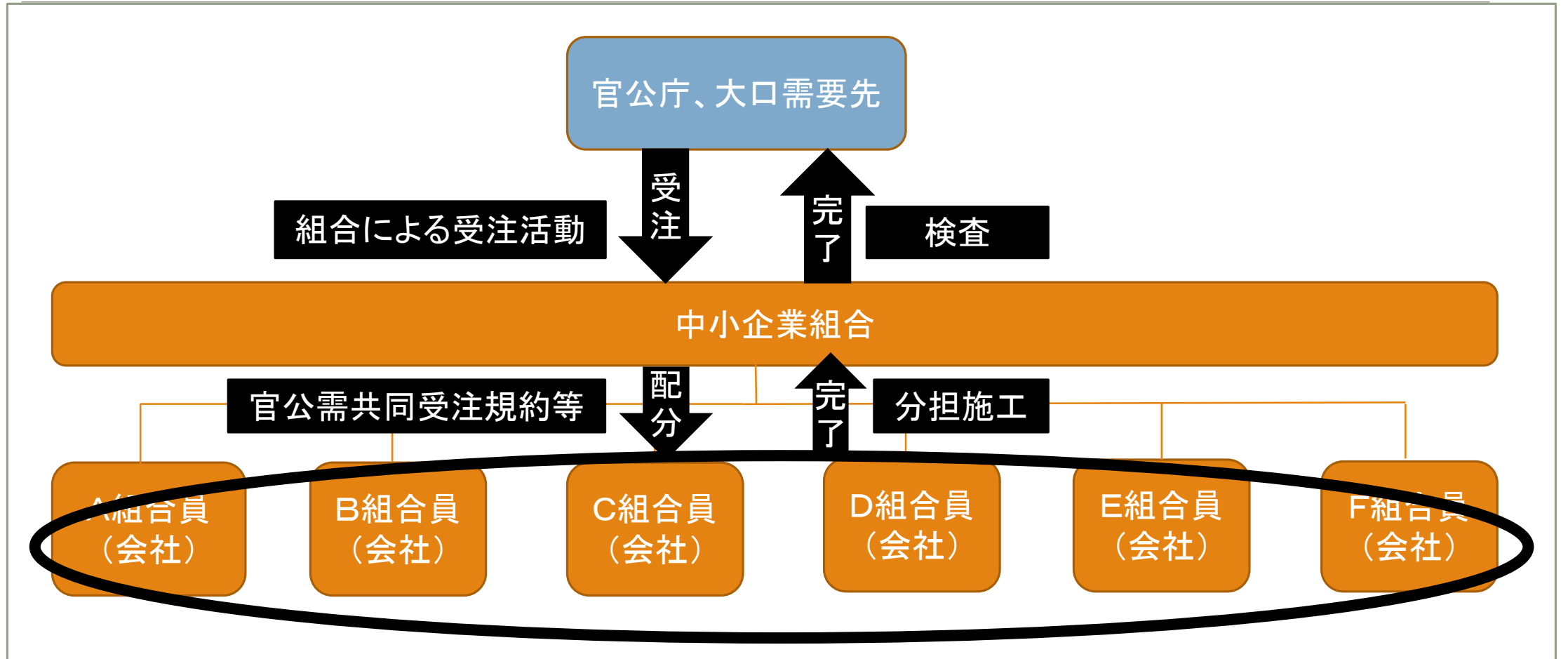
官公需適格組合の特徴 ②

組合主導の下、責任を持って業務を履行できる。

「検査員」設置 「検査体制が確立」

契約した工事等の一切の責任は組合が負う

組合共同受注事業の流れ



官公需法等の確認について

～「官公需適格組合の活用」等 記載箇所～

令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

抜粋

第3 新規中小企業及び組合の活用に関する基本的な事項

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

官公需法(抜粋) ①

(受注機会の増大の確保)

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

官公需法(抜粋)②

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

各市町長 様

愛媛県経済労働部長

令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

官公需における中小企業者の受注機会の増大については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、「令和 2 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が、別添のとおり閣議決定されました。

本方針では、新たな取組みとして、著作権の二次的活用を図る観点からコンテンツ版バイ・ドール契約の活用促進に努めること等が盛り込まれております。

つきましては、貴市町におかれましても、本方針の趣旨に沿い、官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会増大に向けた一層の取組みをお願いいたします。

また、貴市町関係機関にも本方針の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

愛媛県内の官公需適格組合 [13 組合]

No	組 合 名
1	新居浜エルピーガス販売事業協同組合
2	新居浜石油業協同組合
3	新居浜市管工事業協同組合
4	今治市管工事業協同組合
5	今治石油商業協同組合
6	愛媛白蟻害虫防除協同組合
7	愛媛県ビル管理協同組合
8	松山市管工事業協同組合
9	中予浄化槽管理協同組合
10	松山衛生事業協同組合
11	愛媛県石油業協同組合
12	南予生コンクリート協同組合
13	宇和島市管工事協同組合

○東温市建設業者格付け要領

(平成 19 年 11 月 1 日訓令第 33 号)

改正 平成 20 年 3 月 24 日訓令第 22 号 平成 21 年 3 月 31 日訓令第 7 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、東温市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 16 年訓令第 20 号)第 3 条に規定する格付けを行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(格付け等級)

第 2 条 東温市発注の建設工事入札に参加しようとする者について、4 段階の等級格付けを行う。

(格付け実施方法)

第 3 条 市内に主たる営業所を有する業者(以下「市内業者」という。)の格付けは、次の算式により格付総合数値を算出し、別表第 1 の基準により行うものとする。

算式 格付総合数値=(客観評点+主観評点)-減点評点

2 前項の客観評点、主観評点及び減点評点は次の各号に掲げる要素により算出する。

(1) 客観要素

建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく直近の経営事項審査結果総合評定値(P)

(2) 主観要素

ア 工事種類別工事成績

イ 地域貢献

ウ 官公需適格

(3) 減点要素

ア 建設業法に基づく監督処分等

イ 指名停止処分

3 前項の主観要素及び減点要素による評点の算出方法は、別表第 2 のとおりとする。

(準市内業者及び市外業者の格付け実施方法)

第 4 条 市内に実際に営業活動のある支店・営業所等を有する業者及び東温市と災害時における応急対策等に関する協定を締結している業者(以下「準市内業者」という。)の格付け及び、準市内業者を除く市内に主たる営業所を有しない業者(以下、「市外業者」という。)の格付けは次の算式により格付総合数値を算出し、別表第 1 の基準により行うものとする。

算式 格付総合数値=(客観評点+主観評点)-減点評点

2 前項の客観評点、主観評点及び減点評点は次の各号に掲げる要素により算出する。

(1) 客観要素

建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく直近の経営事項審査結果総合評定値(P)

(2) 主観要素

地域貢献

ア 地域貢献

イ 官公需適格

(3) 減点要素

ア 建設業法に基づく監督処分等

イ 指名停止処分

3 前項の主観要素及び減点要素による評点の算出方法は、別表第2のとおりとする。

4 準市内業者の規定については、別に定める。

(格付け結果の通知及び公表)

第5条 前2条の規定に基づき格付けを行った場合は、建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出した市内業者に対して格付け結果通知書(様式第1号)を送付するとともに、有資格者名簿を作成し、一般の閲覧に供する。

附 則

(施行日)

1 この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19・20年度における格付けを決定するにあたっては、別表第2の「過去2年間」とあるのは、「平成17・18年度」とする。

附 則(平成20年3月24日訓令第22号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1

格付け総合数値による格付け基準

区分	市内業者			準市内業者	市外業者
	土木一式	建築一式	その他		
A	800点以上	750点以上	700点以上	800点以上	850点以上
	(特定建設業の許可を有する者に限る。)	(特定建設業の許可を有する者に限る。)		(特定建設業の許可を有する者に限る。)	(特定建設業の許可を有する者に限る。)
B	799点以下	749点以下	699点以下	799点以下	849点以下
	700点以上	650点以上	600点以上	700点以上	750点以上
C	699点以下	649点以下	599点以下	699点以下	749点以下

	600 点以上	550 点以上	500 点以上	600 点以上	650 点以上
	599 点以下	549 点以下	499 点以下	599 点以下	649 点以下
D	(経営事項未審査含む。)	(経営事項未審査含む。)	(経営事項未審査含む。)	(経営事項未審査含む。)	(経営事項未審査含む。)

別表第 2

主観要素	1 工事種類別工事成績
	次の算式により工事成績点を算出し、実績のある建設工事の種類(以下「業種」という。)についてのみ当該点数を加算する。
	(過去 2 年間の市の平均工事成績 - 65 点) × 10
	平均工事成績は小数点以下第 1 位(小数点第 2 位を四捨五入)まで計算し、算式結果は小数点以下を切上げて、整数値とする。
2 地域貢献	
東温市と災害時における応急対策等に関する協定を締結している者は、関係する業種についてのみ 50 点を加算する。なお、協定が組織の場合はその組織に加入していることとする。	
3 官公需適格	
愛媛県内に主たる営業所を有する者で、 <u>中小企業庁による官公需適格組合(工事)の証明を受けたことを証する事業組合とその組合員</u> については、関係する業種について <u>30 点を加算</u> する。	
減点要素	過去 2 年間に於いて以下の処分を受けた者については、当該点数を格付けする全ての業種において減点する。
	1 建設業法(以下「法」という。)上の監督処分等
	(1)指導(法第 41 条第 1 項) 5 点
	(2)指示(法第 28 条第 1 項) 10 点
	(3)営業停止(法第 28 条第 3 項) 20 点
	2 指名停止処分(東温市又は愛媛県で処分された者。)
1 月につき 5 点	
2 件以上の場合は、延べ月数とする。	

